令和８（2026）年度若年者向け消費者被害防止啓発デジタル広告配信業務仕様書

１　業務名

令和８（2026）年度若年者向け消費者被害防止啓発デジタル広告配信業務

２　委託業務の目的

県内の消費生活センターに相談が多数寄せられている「SNS がきっかけの詐欺的な手口による被害」について、栃木県内の対象者に対してデジタル広告の配信を行うことで、消費者トラブルに遭わないための注意喚起を図り、消費者力の向上に資するとともに、相談先として「消費生活センター」及び「消費者ホットライン 188」を周知することで、消費者トラブルの未然防止・拡大防止を図る。

３　委託予定期間

契約締結日から令和９（2027）年２月 26 日まで

４　業務内容等

（１）動画広告配信業務

ア　配信対象は栃木県内の若年層をターゲットとすること。

イ　配信期間は令和８（2026）年 12 月１日から令和９（2027）年１月 31 日とすること。

ウ　広告を掲出するプラットフォームは、ユーザー層の違いや対象となる市場及びターゲットへの広告到達確度、配信単価等を総合的に勘案し広告効果が最適化されるように選択、又は組み合わせることにより、動画広告を配信すること。

エ　過年度制作した動画「https://youtube.com/shorts/eSWn_dHEIAQ?si=HsghKz_pBvmlVa-J」、「https://www.youtube.com/shorts/IyL7momd6pc」を活用すること。

オ　広告クリック数及び 75％視聴数の合計が 38,000 回以上を目標とすること。

カ　目標を達成できるよう配信スケジュール及び戦略を作成すること。

キ　上記アからカまた、広告リンク先の詳細については、甲と協議の上、決定すること。

ク　上記イの期間終了前に目標値を達成した場合でも、広告配信を継続し、契約金額の範囲内で広告の効果最大化を図ること。

（２）分析及び検証業務

ア　広告配信開始後、１週間に１回程度、広告結果の報告と運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、ミーティングを対面で行う場合は、原則として発注者の所在地で実施する。

イ　広告配信期間終了後、広告及びウェブサイトについてアクセス分析を行い、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を速やかに提出すること。

５　成果物

（１）提出物

ア 実績報告書

イ 広告データ

ウ その他栃木県が業務確認に必要と認める書類及びデータ

（２）提出場所

栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課消費者行政推進室

（３）提出期限

令和９（2027）年２月 16 日

（４）権利の帰属

ア 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て栃木県に移転し、自ら利用するために必要な範囲において、随時利用できることとする。その際、県は変形、改変、その他の修正をできるものとする。

イ 成果物の全部又は一部に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。なお、これらの手続を怠ったことによる一切の責任は、受託者が負うこと。

ウ 受託者は、著作者人格権を主張しないものとする。

６　その他

（１）業務を実施するに当たっては、「（別紙１）デジタルプロモーション等実施時における留意事項」を遵守すること。

（２）この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じたときは、県と受託者とが協議して定めるものとする。

（別紙１）

デジタルプロモーション等実施時における留意事項

１　ウェブサイト制作に関する業務

（１）ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は栃木県と協議の上決定すること。

（２）ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。

（３）ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。

（４）ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。

（５）SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定常的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。

（６）ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

２　Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

（１）本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。

（２）複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、栃木県と適宜検討すること。

（３）「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。

（４）各種アカウント作成時には、内容について栃木県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

３　栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

（１）本事業に関連するウェブサイトに、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、栃木県が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。

（２）受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」

でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を栃木県に報告すること。

（３）各種設定には、内容について栃木県の承認を得ること。また、「栃木県Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

４　適正なデジタルプロモーションの実施

（１）透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。

（２）栃木県が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（ＤＭシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うとともに、「本業務用Google Analytics」で取得した数値を施策効果として報告すること。

（３）本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に栃木県が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。

（４）本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。

（５）広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、栃木県へ報告すること。

（６）広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を栃木県へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC（マイクライアントセンター）とリンクすること。

（７）広告アカウントは、本事業用に新規に取得すること。

５　Google広告を利用する場合

（１）Google広告アカウントを栃木県MCC（マイクライアントセンター）及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。

（２）リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

（３）Googleが提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

（４）リスティング広告（検索連動型広告）を実施する場合は、ディスプレイネットワークを含める設定を除外すること。

６　Yahoo!広告を利用する場合

（１）Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC（マイクライアントセンター）とリンクすること。

（２）リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

（３）Yahoo!Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施す

ること。

７　ＳＮＳ広告を利用する場合

（１）ＳＮＳ広告アカウントを栃木県公式ＳＮＳビジネスマネージャや栃木県が指定するＳＮＳページとリンクすること。

（２）ＳＮＳ広告を実施する場合は、栃木県に対して当該ＳＮＳのアナリストの権限を付与すること。

（３）リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

８　動画制作・動画広告を実施する場合

（１）栃木県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。

（２）YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEOを施工すること。

（３）動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

９　その他

（１）広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。

（２）事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。

（３）デバイスフィンガープリントなど、端末情報、ブラウザ情報、通信環境などの複数の要素を掛け合わせ、推定IDを生成する目的でのJavaScriptタグの設置は原則禁止とする。ただし、サイバーセキュリティ対策、不正アクセスの検知、および広告不正クリック対策（アドフラウド対策）を目的としたものはこの限りではない。